

仕様書

1 件名

下関市放課後児童クラブ入退室管理システム導入業務

2 目的

下関市放課後児童クラブに児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入することにより、児童の安全性の向上、保護者の利便性を向上させられるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、業務に専念できる環境を構築すること及び、継続的かつ安全・安心な児童クラブ運営を行うことを目的とする。

3 履行場所

別紙1「履行場所一覧」のとおり

4 履行期間

- (1) システム契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (2) システム稼働期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

5 想定人数

別紙1「履行場所一覧」のとおり

6 業務内容等

(1) 基本方針

本業務は、以下の方針に基づき、導入業務等を行うこと。

- ア 利用児童の安全確保、保護者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減に寄与するシステムであること。
- イ 個人情報の保護等、セキュリティ体制が整備されていること。
- ウ 職員、保護者とも容易に操作が可能であること。
- エ 稼働から5年間以上、安定した利用が可能であること。
- オ 市、放課後児童クラブ及び保護者からの問合せに対してのサポート体制が整備されていること。
- カ 運用を開始するに当たり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

(2) 機器及びネットワーク

ア 機器

本市で購入しているPCもしくはスマートフォン端末の利用を想定すること。購入している機器は以下のとおり。これ以外の機器を使用する必要がある場合は、その機器の購入費もしくは賃借料を委託費に含めること。

PC

メーカー	NEC
品名	VersaPro タイプVF (V2L45/F-M)

スマートフォン

メーカー	サムスン電子
品名	Galaxy A21

イ ネットワーク

各児童クラブ、子育て政策課で利用するすべての機能はインターネットを經由して利用できること

(3) 研修・稼働支援

ア 稼働開始までに、管理者および放課後児童クラブ職員に対する操作・運用研修を行うこと。

イ 操作・運用マニュアルを作成し、提供すること。

ウ 操作方法を説明した動画を提供すること。

エ 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張ができること。

オ 新たに機能を拡張する場合は、その都度操作説明会等の支援を行うこと。

カ 新たな機能を拡張する場合、追加費用がかからないこと。

(4) 管理運用及び保守

ア 24時間365日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に市と協議し、通知やお知らせを行うこと。

イ 市、放課後児童クラブ及び保護者からの問合せ窓口を設け、平日の8時から18時30分の間で稼働していること。

ウ よくある質問 (FAQ) や操作手順をまとめた保護者用のマニュアル等を設けていること。

エ 入退室管理システム設置施設の増設や移設等が必要な場合は、柔軟に対応すること。

オ システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。

また、クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。なお、各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

7 機能要件

別紙2 機能要件確認表のとおり

8 システム構成・セキュリティ要件

- (1) サービスは、クラウドサービスで提供すること。
- (2) ブラウザとサーバ間のアクセスは、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- (3) 冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。
- (4) データセンターは、国内に設置された専用施設で、JDCC が制定しているファシリティ基準においてティアレベル3相当以上を満たしていること。
- (5) データセンターの耐震数値は、震度7程度で耐震もしくは免震構造の建物とし、その他火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。
- (6) データセンターの設備については、電源、空調及びネットワーク網はすべて二重化対応がされていること。また、非常用電源設備（自家発電機）を備えていること。
- (7) データセンターは、外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。
- (8) データセンターの入室に際しては、ICカード、静脈認証の個人認証に基づき、365日24時間の監視カメラや防犯センサーによる監視等の管理を行っていること。
データセンターの運営事業者は、プライバシーマーク又はISO/IEC27001:2013（ISMS）を取得していること。
- (9) サーバに蓄積するデータは、最新の20世代分まで保持・バックアップができること。
- (10) 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定め、障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。

9 受託者の実績要件

- (1) プライバシーマーク又はISO/IEC27001:2013（ISMS）取得企業であること。
- (2) 同種のサービスを5年以上運用している実績があること。
- (3) 他の地方公共団体において、過去5年以内に本業務と同種（児童クラブの入退室管理システムの導入）の業務を50団体以上に導入・運用をしているシステムであること。
- (4) 現時点で、1,000施設以上の公立児童クラブで導入・運用実績があるシステムであること。

10 支払方法

システム導入に係る費用は、業務完了後に一括払いとする。

また、システム稼働にかかる利用料は、月払とし、当該月の翌月に受託者からの請求に基づき支払う。

11 再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾

- を得なければならない。
- (3) 受託者は、市の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

12 その他特記事項

- (1) 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た個人情報その他の情報の一切を他に漏らし
てはならない。
- (2) 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはな
らない。
- (3) 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を、市の指示する目的以外
に使用してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ、
定めるものとする。